令和８年第９回瑞浪市農業委員会総会議事録

開催日時	令和８年９月３０日（水） 午後　２時００分　開会 午後　３時００分　閉会		
開催場所	瑞浪市役所　４階　全員協議会室		
議　　長	大山　理晴　会長		
出席委員 （２２名）	委員	水　野　安　喜	遠　山　英　俊
		小　栗　智　幸	渡　邉　俊　美
		大　山　理　晴	勝　股　増　夫
		奥　村　正　子	加　納　富　雄
		安　藤　良　一	日比野　弘　子
		成　瀬　良　美	橋　本　美智子
		中　村　美保子	
	農地利用最適化推進委員	岩　嶋　貞　夫	小　倉　清　弘
		水　野　　肇	有　賀　京　子
		三　輪　徳　夫	有　我　俊　春
		渡　邉　美　孝	宮　地　真美子
		堀　部　睦　美	
欠席委員 （１名）		安　田　清　和	
事務局	事務局長　　伊　東　範　明 局長補佐　　青　山　哲　也 事務職員　　青　柳　慧一郎		

付議事項

議第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
議第２号　農地法第４条の規定による許可申請について
議第３号　農地法第５条の規定による許可申請について
議第４号　非農地証明申請について
議第５号　農地転用許可後の事業計画変更承認申請について
議第６号　地籍調査における地目の確認について
議第７号　農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案について
議第８号　農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に伴う意見聴取について

※付議の内容については別添のとおり

大山会長　　（挨拶）

ただ今から令和８年第９回瑞浪市農業委員会総会を開会いたします。

瑞浪市農業委員会の会議規則第３条の規定により、議長は、会長が務めることになっておりますので、私が、議長の職を務めさせていただきます。

本日の出席委員は、農業委員１３名、推進委員９名でありますので、「農業委員会等に関する法律第２７条第３項」の定足数であります過半数に達しており、総会は成立いたしました。

それでは、議事日程に従って進めてまいりますので、委員各位のご協力をお願いいたします。

議　長　　日程第１、「議事録署名委員の指名について」、これを議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

委　員　　（異議なしの声）

議　長　　それでは異議ないものと認め、議事録署名委員は、小栗　智幸委員と安藤　良一委員の２名を指名いたします。

なお、本日の議事録書記は、事務局を指名いたします。

それでは、日程第２に入ります。

議第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。

加納　富雄委員、説明をお願いします。

加納委員　　去る９月２４日、橋本　美智子委員、有賀　京子委員、青山局長補佐、青柳事務職員、私の５名で現地確認をいたしました。

農地法第３条の規定による許可申請につきましては２件であります。

内容といたしましては、畑が４筆で、合計面積１，２３０㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

青山
局長補佐　　それでは、議第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案集は１ページから３ページになります。

まずは２ページをご覧ください。

３条－１９

（議案書の内容を説明）

譲受人が隣地の住宅に移住し、申請地で農業経営に努めるものです。

次に３ページをご覧ください。

３条－２０

（議案書の内容を説明）

譲受人が申請地を取得し、農業経営に努めるものです。

以上、議第１号に係るご説明とさせていただきます。
ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議　長　　ありがとうございました。
では、これより議第１号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委　員　　（質問・意見無し）

議　長　　別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします。
議第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」、申請のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委　員　　（全員挙手）

議　長　　全員賛成ですので、議第１号は、申請のとおり許可することに決定いたします。
次に、議第２号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。
加納委員、説明をお願いします。

加納委員　　農地法第４条の規定による許可申請につきましては１件であります。
内容といたしましては、田が２筆、畑が１筆で、面積が６８８㎡であります。
詳細については、事務局より説明を求めます。

青山
局長補佐　　それでは、議第２号「農地法第４条の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。
議案集は４ページから６ページになります。
４条－３
（議案書の内容を説明）
申請地は、中山間地に存する農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い第２種農地で、本申請に伴う追加の工事等は行われず、隣接地への影響はないため、転用に対し問題ないものと考えます。

以上、議第２号に係るご説明とさせていただきます。
ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議　長　　では、これより議第２号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委　員　　（質問・意見なし）

議　長　　別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします。
議第２号「農地法第４条の規定による許可申請について」、申請のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委　員　　（全員挙手）

議　長　　全員賛成ですので、議第２号は申請のとおり申請のとおり許可が相当であるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定することに決定いたします。
次に、議第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。
加納委員、説明をお願いします。

加納委員　　農地法第５条の規定による許可申請につきましては６件であります。
内容といたしましては、田が５筆、畑が２筆で、合計面積が７，６８７㎡であります。
詳細については、事務局より説明を求めます。

青山局長補佐　　それでは、議第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。
議案集は７ページから２０ページになります。
まずは９ページ、１０ページをご覧ください。
５条－４４
（議案書の内容を説明）
申請地は、中山間地に存する農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い第２種農地で、引き続き隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に１１ページ、１２ページをご覧ください。
５条－４５
（議案書の内容を説明）
申請地は、都市計画で第一種低層住居専用地域に指定されている第３種農地で、本申請に伴う追加の工事等は行われず、隣接地への影響はないため、転用に対し問題ないものと考えます。

次に１３ページ、１４ページをご覧ください。
５条－４６
（議案書の内容を説明）
申請地は、中山間地に存する農業公共投資の対象となっていない第２種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に１５ページ、１６ページをご覧ください。

５条－４７
（議案書の内容を説明）
申請地は、中山間地に存する農業公共投資の対象となっていない第２種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に１７ページ、１８ページをご覧ください。
５条－４８
（議案書の内容を説明）
申請地は、都市計画で第二種中高層住居専用地域に指定されている第３種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に１９ページ、２０ページをご覧ください。
５条－４９
（議案書の内容を説明）
申請地は、５００ｍ以内に２以上の公共・公益的施設がある第３種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

以上、議第３号に係る説明とさせていただきます。
ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議　長　　ありがとうございました。では、これより議第３号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委　員　　（質問・意見なし）

議　長　　議第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」、申請のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委　員　　（全員挙手）

議　長　　全員賛成ですので、議第３号は、申請のとおり許可が相当であるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定いたします。
次に、議第４号「非農地証明申請について」を議題といたします。
加納委員、説明をお願いします。

加納委員　　非農地申請につきましては１件であります。
内容といたしましては、田が１筆で、面積が２９２㎡であります。
詳細については、事務局より説明を求めます。

青山
局長補佐　　それでは、議第４号「非農地証明申請について」ご説明申し上げます。
議案集は２１ページから２３ページをご覧ください。

非農地－４
（議案書の内容を説明）
現地は山林化しており、非農地として扱うことが適当と考えます。

以上、議第４号に係る説明とさせていただきます。
ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議　長　　ありがとうございました。では、これより議第４号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委　員　　（質問・意見なし）

議　長　　議第４号「非農地証明申請について」、申請のとおり証明をすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

委　員　　（全員挙手）

議　長　　全員賛成ですので、議第４号は、申請のとおり証明することに決定いたします。
次に、議第５号「農地転用許可後の事業計画変更承認申請について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

青山
局長補佐　　それでは、議第５号「農地転用許可後の事業計画変更承認申請について」ご説明申し上げます。
議案集は２４ページから２６ページをご覧ください。
事変－１
（議案書の内容を説明）
承継者は遅滞なく転用することが見込まれ、当初計画から転用目的の変更もないことから、事業計画変更に対し問題ないものと考えます。

以上、議第５号に係る説明とさせていただきます。
ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議　長　　ありがとうございました。では、これより議第５号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委　員　　（質問・意見なし）

議　長　　議第５号「農地転用許可後の事業計画変更承認申請について」、申請のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委　員　　（全員挙手）

議　長　　全員賛成ですので、議第５号は、申請のとおり許可が相当であるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定いたします。
次に、議第６号「地籍調査における地目の変更について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

青柳
事務職員　　それでは、議第６号「地籍調査における地目の変更について」ご説明申し上げます。
議案集は２７ページから３９ページをご覧ください。
（議案書の内容を説明）

以上、議第６号に係る説明とさせていただきます。
ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議　長　　ありがとうございました。では、これより議第６号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委　員　　（質問・意見なし）

議　長　　議第６号「地籍調査における地目の変更について」、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委　員　　（全員挙手）

議　長　　全員賛成ですので、議第６号は、原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、議第７号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

青柳
事務職員　　それでは、議第７号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について」、ご説明申し上げます。
（議案書の内容を説明）
農地の所在につきましては４１ページから４２ページをご確認ください。

以上、議第７号に係るご説明とさせていただきます。
ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議　長　　ありがとうございました。では、これより議第７号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委　員　　（質問・意見無し）

議　長　　別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします。
議第７号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について」、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委　員　　（全員挙手）

議　長　　全員賛成ですので、議第７号は、原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、議第８号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更伴う意見聴取について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

伊東
事務局長　　それでは、議第８号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更伴う意見聴取について」、ご説明申し上げます。
議案集は４３ページから７９ページをご覧ください。
（議案書の内容を説明）

以上、議第８号に係るご説明とさせていただきます。
ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議　長　　ありがとうございました。では、これより議第８号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委　員　　新旧対照表の新と旧の位置がずれている箇所がある。

青山
局長補佐　　位置の表示がずれている箇所があるため、確認します。

委　員　　会長と事務局でご確認いただきたい。

議　長　　その他、ご質疑やご意見はありませんか。

議　長　　その他、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします。
議第８号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更伴う意見聴取について」、新旧対照表の修正については会長及び事務局へご一任いただくこととし、意見はなしとすることに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委　員　　（全員挙手）

議　長　　全員賛成ですので、議第８号は、意見なしとして回答することに決定いたします。
以上をもちまして、日程をすべて終了しましたので、総会を閉会します。

以上、事務局が作成した議事録は正確であることを認め、議事録署名委員は下記のとおり署名する。

令和　　年　　月　　日

・議　　長

・委　　員

・委　　員